
資料編

1. 火葬場のいろは
2. 過去にあった多摩地域の火葬場
3. 大規模災害時の火葬状況
4. 墓地、埋葬等に関する法律
5. (東京都) 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

1. 火葬場のいろは

1) 火葬場の運営主体

火葬場等の設置に関しては厚生省（当時）からの通達（昭和43年4月5日 環衛第8058号）により、地方公共団体が望ましいとされ、やむを得ない場合でも宗教法人か公益法人とされている。

許可の基準は、各地の火葬需要、風俗習慣、宗教感情、地理的条件等に異なるものであり、全国一律の基準になじまないため、許可権限者（都道府県知事や市長など）の裁量に委ねられている。

平成24年度末の厚生労働省の衛生行政報告例統計によると、火葬場は全国で4,352カ所ある。そのうち地方公共団体が2,020カ所で46.4%、民法法人が7カ所で0.1%、宗教法人が40カ所で0.9%、野焼き施設などその他が2,285カ所で52.5%となっている。

2) 火葬場の平面構成

設置者や設計者の考えにより、「告別」「見送り」「拾骨」の行為をどこでどのように行うかについて、炉前ホールを基準に、告別室、拾骨室、見送りホールを設置し組み合わせることにより、平面構成の基本形態を5種類に分けることができる。^{注1)}

	告別	見送り	火葬	拾骨
①一体型	炉前ホール			
②告別分離型	告別室	炉前ホール	火葬炉	炉前ホール
③拾骨分離型	炉前ホール		火葬炉	拾骨室
④告別拾骨分離型	告別室	炉前ホール	火葬炉	拾骨室
⑤見送り分離型	告別室	見送りホール	火葬炉	拾骨室

図26 葬送行為と実施場所による平面構成の基本形態

①炉前ホールのみ（一体型）

火葬場の基本となる形態で、告別・見送り・確認・拾骨のすべての行為をこの場所で行う。

②告別部門を分離（告別分離型）

告別部門を炉前ホールから分離したタイプで、告別室が設けられる。告別以外は炉前ホールで行われる。

③拾骨部門を分離（拾骨分離型）

拾骨部門を炉前ホールから分離したタイプで、拾骨室が設けられる。拾骨以外は炉前ホールで行われる。

④告別・拾骨部門を分離（告別・拾骨分離型）

告別・拾骨部門を炉前ホールから分離したタイプ。告別室・拾骨室が設けられ、見送り・確認は炉前ホールで行われる。

⑤告別・見送り・拾骨部門を分離（見送り分離型）

告別・見送り・拾骨部門を炉前ホールから分離したタイプ。告別室・見送りホール・拾骨室が設けられる。

上記の基本形態をベースに炉前ホールを分割するなど発展させた形態も見られる。

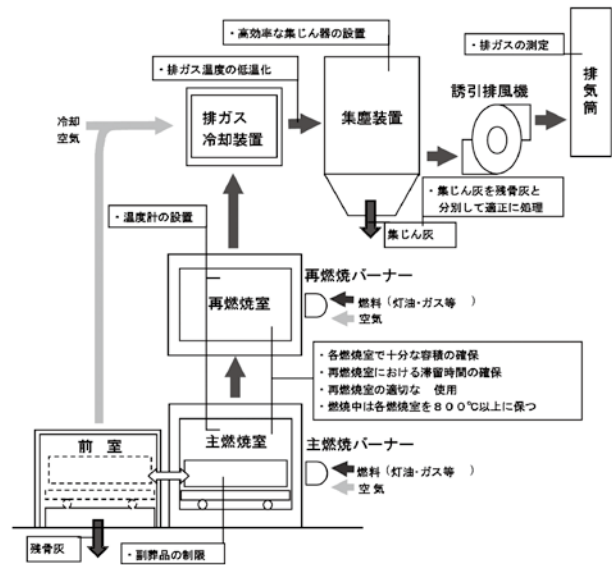
注1)「火葬場における葬送行為の動線と平面構成について」 武田 至 他 2001年7月日本建築学会第19回地域施設計画シンポジウム

3) 火葬炉の仕組み

日本の火葬では、会葬者は柩が火葬炉に入るのを見送り、火葬後の焼骨を確認し、会葬者らで拾骨を行う火葬炉も遺族らの心情に配慮するように、独自に発展してきた。欧米にみられる形式とは全く異なっている。

日本では、一体ごとに燃やす方式で、時間の短縮やきれいな焼骨となるように燃焼状況の改善がされてきた。更に前室の設置など、会葬者の目に入る部分の仕上げを考えるなど、さまざまな工夫がされている。周辺住民に配慮して、公害防止対策も十分に行われている。

火葬炉は主燃焼室と再燃焼室から構成される。その他に排気設備として排ガス冷却装置、集塵装置、誘引排風機、排気筒がある。



参考：ダイオキシン類の削減対策指針（火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会 平成12年3月）

図27 ダイオキシン類対策がなされた火葬炉システムフロー

①主燃焼室と再燃焼室の仕組み

火葬炉本体を構成する、主燃焼室とは火葬を行うための炉室で、柩を耐火台車又はロストル上に置き、燃料と空気を供給し、着火、燃焼、給排気、消火、冷却等の一連の操作を行い、骨灰化を行う。

燃焼室内部は耐火レンガで構築されているが、省エネの見地から耐火レンガにセラミックウールが貼り付け

られている。

炉の形式には台車式とロストル式がある。公営火葬場では台車式火葬炉を採用し、民営火葬場ではロストル式火葬炉を採用している。

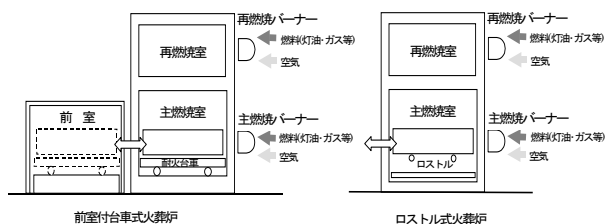


図 28 台車式火葬炉とロストル式火葬炉



前室付火葬炉

再燃焼室は、主燃焼室から発生した未燃焼ガスや臭気成分等を再燃焼させることにより熱分解させる炉室で、内部は耐火レンガで構築され、同様にセラミックウールが張られている。ダイオキシン類の発生を抑制することも可能であり、必要温度と十分な滞留時間を確保できる容積が必要となる。

②排ガス処理装置の仕組み

火葬炉には集塵装置が付設され、排ガスはそこを通過後に、誘引排風機により強制的に排気される。排ガスを200℃以下に下げる必要があり、火葬炉では外気を取入れて冷却する冷却空気混合型が使われる。一部熱交換による冷却装置もみられる。

集塵装置は、排ガス中のばいじんを除去する装置である。ダイオキシン類の排出抑制のため、より集塵効率の高いバグフィルタも使われるようになってきている。

発生した排ガスは排風機により強制的に排気される。強制排気とともに炉圧のコントロールを自動で行うことにより安定した燃焼が行える。

4) 火葬場の名称

①火葬場の名前の由来

平安時代以来、火葬のことを三昧(サンマイ)もし

くは三昧場(サンマイバ)といった。三昧場とは仏語で、火葬場だけでなく葬場もしくは墓地を表わす。

江戸時代になると、火屋・火家・龕屋(ヒヤ)などの呼称が普通となった。これらは茶毘所(だびしょ)とも同義語であり、ときに火葬寺などとも記されたが、龕の字を当てて龕屋と読ませた点では、宗教的な意味が含まれているものと思われる。

また火葬のことを現在でも茶毘(ダビ)、茶毘葬、または茶毘に付すと表現することがある。茶毘とは梵語の jhapita の音訳で、焚焼、焼身と訳される。もともとは火葬場と墓地が一体であったこともあり、それらを合わせて墓所と呼んだりもした。

明治初期の地区には、火葬場だけでなく焼場(ヤキバ)と記されていたところもあった。

②いろいろある火葬場のネーミング

昭和4年に建設された新潟市の火葬場は名称を「青山斎場」としていた。火葬炉の前に仏像を安置した部屋があり火葬前にそこで読経を行っていた。その室名が斎場であった。また新潟では集落ごとの野焼き火葬場を葬礼場(ソウレバ)昇魂場(ショウコンジョウ)と呼んでおり、遺体を焼く施設ということではなく、火葬が葬儀の一部として扱われていた。

昭和12年に東京市として初めて建設した火葬場の名称を「東京市瑞江葬儀所」とした。

松本市の火葬場は大正7年に開設され、昭和55年には火葬炉の全面改造を行い、それに合わせて管理・待合棟及び斎場を昭和56年に全面改築し、昭和57年に駐車場と周辺環境の整備を行い一連の整備が完成した。

火葬が独立しているものではなく、葬祭と一連の流れで火葬が捉えられている。火葬場の名称は全国的にみても数少ない「葬祭センター」であった。

大阪府和泉市の火葬場は昭和47年に建設され、墓地とは併設されていないが、名称を「いずみ霊園」とした。平成14年に新しい施設が建設されたが、名称は継続された。

昭和の後半から、火葬場に対するイメージの悪さから設置者は火葬場という名称を使用せずに他の名称を使用する事例が増えてきた。

名称は「〇〇斎場」、「〇〇聖苑」、「〇〇斎苑」、「〇〇苑」、「やすらぎ苑」などが多く見られる。カタカナ表記とするものまでみられる。しかし、民間の葬儀式場と混同したり、老人福祉施設をイメージしたりするなど、名前から火葬場を想像できないものまでみられる。

2. 過去にあった多摩地域の火葬場

現在は廃止され、無くなっているが、過去には多摩地域には次のような火葬場や計画があったが建設されなかった火葬場があった

□保谷火葬場

保谷市火葬場は昭和 27 年 5 月 23 日に都市計画決定されたが、建設はされなかった。しばらくは休止中の扱いとなっていたが、平成 16 年 4 月 22 日に廃止となり、都市計画決定を取り消している。

□西多摩郡西多摩村（現羽村市）の火葬場

羽村の火葬場建設の要因となったのは、明治 19 年のコレラ流行による。「羽村町史」（昭和 49 年 6 月 1 日 羽村町）によると、たまたま羽村から上京した村民の一人が、コレラに感染して帰村し、発病後死亡することが起った。役場ではこれを火葬するため、急いで川崎村宗禅寺の所有林武蔵野 708 番地の 40 坪を借り受け、臨時の火葬場を作った。後の明治 30 年の赤痢大発生の際には、この火葬場を改修して使用した。

□小宮帰元荘（小宮・戸倉・檜原）組合（現あきる野市）

火葬場台帳によると西多摩郡小宮村（五日市町を経て現あきる野市）にあった火葬場で、小宮村、戸倉村、檜原村の組合による火葬場である。昭和 22 年 8 月 5 日に設置されている。敷地は 42 坪で、建物は平家木造モルタル造であった。火葬炉は 1 基で燃料は薪を使用していた。その後の市町村合併に伴い、五日市町帰元荘、あきる野市帰元荘と名称が変わり、平成 13 年に秋川流域広域組合ひので斎場の建設に伴い廃止された。

□氷川村（現奥多摩町）火葬場

氷川村火葬場は東京都西多摩郡氷川村（現西多摩郡奥多摩町氷川）にあったもので、建設年は大正 11 年 12 月 13 日、敷地は 10 坪 5 合（34.65 m²）、建物は 6 坪（19.88 m²）の簡易な火葬場であった。昭和 30 年に氷川町、古里村、小河内村が合併して奥多摩町となり、奥多摩町火葬場となった。

火葬場の隣に隔離病舎があった。隔離病舎は昭和 15 年頃まで使用されたが、西多摩郡の伝染病者は秋留台病院（現あきる野市）に集められるようになり、

伝染病者は扱われなくなった。

昭和 22 年に火葬場に隣接し中学校が建設された。当時は住民のほとんどが土葬であったが、昭和 23 年小河内ダムの工事再開に伴い、工事関係者が亡くなった場合、遺体を故郷に搬送するのが困難なため火葬を行うことになった。教育上好ましくないという理由で、火葬は日没から明け方に制限された。昭和 32 年のダムが完成する頃から、火葬場はほとんど使用されなくなった。

当時はまだ土葬が主であったが、東京都が水源地の保護のためダム周辺を土葬禁止区域に指定したため、火葬せざるを得ない住民がみられるようになった。土葬禁止区域に指定された地域に墓地を有する住民に対しては、青梅市に委託し火葬費用を町が負担した。自殺者など遺体が損傷している場合は搬送が困難なため、町の火葬場で火葬した。その後、火葬場は廃止され、町営の長畑霊園として使用されている。

□町田町（現町田市）火葬場

住所は東京都南多摩郡町田町本町田 12 号 1690 番地で、昭和 2 年 1 月 11 日に建設された。昭和 50 年 10 月 1 日の南多摩斎場の建設に伴い廃止された。町田においても当時は伝染病死を除いて土葬であった。町田町の火葬場は、伝染病対策用の火葬場として建設された。現在、その敷地は児童公園となっている。

□多摩地域の他の火葬場の状況

施設の詳細は不明であるが、警視庁統計書火葬場別火葬人員表をみると、当時の次の村で火葬が行われた記録があるため、簡易ではあるが火葬場があったものと思われる。

北多摩郡西府村（現府中市）、南多摩郡由井村（現八王子市）、南多摩郡由木村（現八王子市）、南多摩郡散田村（現八王子市）、南多摩郡川口村（現八王子市）、南多摩郡忠生村（現町田市）、南多摩郡鶴川村（現町田市）、西多摩郡霞村（現青梅市）、西多摩郡小曾木村（現青梅市）、福生村熊川村組合（現福生市）、西多摩郡三田村（現青梅市）

3. 大規模災害時の火葬状況

1) 阪神・淡路大震災時の火葬需要対応

被災した神戸市には4カ所の火葬場があり、老朽化のため休業中の1カ所を除く3カ所(51炉)の火葬場には重大な被害はなかった。

被災当日は停電や安全確認のため稼働できなかったが、幸いに火葬炉が灯油式だったため都市ガス供給停止の影響はなく、翌日から予約制で順次遺族が運び込んだ遺体を火葬し始めた。しかし非常事態として、火葬能力(50件/日)を超えてフル稼働したため、トラブルが相次ぎ、火葬できたのは運び込まれた遺体の1割に満たなかった。

神戸市は当初想定していなかった他都市の火葬場利用を検討し、被災の2日目から近隣の火葬場に加えて、県外の火葬場でも遺体の受け入れを始め、被災4日目からは自治体主導の広域火葬が実行された。

遺体は自衛隊のトラックで搬送したが、自衛隊の車両には民間人は乗せられないため、遺族は一般車両で火葬場まで移動することになり、交通渋滞に巻き込まれ相当の時間を要した。

神戸市営火葬場が、殺到する遺体の火葬の効率性を優先して参列人数を1人に制限したこと、火葬能力を超える遺体の数に市が災害救助法の例外的措置として遺体の引き取りや火葬場の手配や搬送を遺族に依頼したことなどから、心置きなく最後の別れや拾骨を行いたいと考える遺族は、自治体の手によらず、遺体を自ら他都市の火葬場に搬送した。

神戸市で被災した犠牲者3,860体のうち6割は市営火葬場で火葬され、1割は自治体の手配で兵庫、京都、大阪、岡山の近隣府県に搬送して火葬され、残る3割は遺族の手配によって被災地以外の346の自治体で火葬された。全ての火葬の終了には3カ月弱を要した。

地元での火葬を希望した遺族の中には、2週間以上待った事例があった。

2) 東日本大震災時の火葬需要への対応

①東日本大震災での被災状況

3月11日、三陸沖でマグニチュード9.0の大地震が発生した。岩手県宮古市では最大波8.5mを超える津波を観測するなど、東北地方太平洋沿岸の広範囲にわたる市町村に多大な人的、物的被害を与えた。

日本国内で起きた自然災害で死者・行方不明者の合計が1万人を超えたのは戦後初めてであり、津波や大震災に襲われた岩手県から千葉県までの太平洋沿岸を中心に1都1道10県で死者、行方不明者が発生した。

警察庁は2012年1月23日の警察庁報告によると、死者は15,845人、重軽症者は5,894人、行方不明者は

3,380人であると発表している。

建築物の全壊・半壊は合わせて37万棟以上、停電世帯は800万戸以上、断水世帯は180万戸以上に上った。ピーク時の避難者は40万人以上、また、高齢者を中心に、避難所で死亡する者も相次いでいる。避難所の不衛生や寒さ、ストレスによる死者は、5月末までに500人を超えた。

宮城県は、沿岸部を中心に大きな被害を受け、阪神淡路大震災を上回る死者を出した。仙台市、石巻市、亘理町、名取市、東松島市、山元町、女川町、南三陸町での被害が顕著であった。

特に石巻市では3,500人以上の死者、行方不明者を出しているほか、市域の6割が浸水した東松島市、津波直後に大規模な火災が発生した気仙沼市、沿岸の閑上地区や新興住宅地で壊滅的被害を受けた名取市などで1,000人近くの死者、行方不明者を出している。

岩手県は、宮城県に次いで、被害が深刻であり、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、大船渡市で被害が顕著である。特に市街地が壊滅的被害を受けた陸前高田市では1,500人以上の死者を出したほか、大津波と大火に見舞われた大槌町で1,300人以上の死者、行方不明者が出ている。

福島県は相馬市、南相馬市、いわき市久ノ浜地区で被害が顕著であり、新地町、浪江町請戸地区も甚大な被害を受けた。また、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町の沿岸集落でも被害が大きかった地区が見られるが、原発事故による避難以後、捜索活動が難航しているため、正確な被害状況を把握できていない。

2011年3月15日に警察庁から発出された「東北地方太平洋地震の発生を受けた死体取扱の留意事項について」の通達は、翌日16日には関係県警察より各市町村長へ向けて通知された。

内容は「本地震に係る死体の保管困難な現状にかんがみ、死体見分を必要最小限にするものの、指紋・掌紋、DNA型資料の採取等、後日の身元確認を可能とするための作業は省略することができず、引き渡しまでの時間経過に理解を得たい」としている。また、死体検案書の作成に必要な医師数の確保にも協力を得たいとしている。

併せて14日付けで厚生労働省健康局から発出された「墓理法に基づく埋火葬許可の特例措置について」3月17日に各県衛生部より各市町村長へ向け通知された。内容は「今回の災害を受け、正式な火葬許可証の発行を受けることが困難な事情がある場合には、『特例許可証』等に基づき、焼骨の埋蔵等までを行って差し支えない」としている。また想定外の甚大な被害を被ったことから、

遺体の処理について通常の処理だけでは公衆衛生を確保することが極めて困難と判断し、土葬をする場合の手順書を作成、市町村に速やかに行動をするよう配慮を促した。

②被災後の火葬状況

東日本大震災での火葬場の被害は、津波で被災した名取市斎場を除いて、軽微であった。しかし多くの火葬場で、被災直後は、停電と燃料不足のため火葬場は稼働できず、また搬送車両の燃料も不足し、遺体を運び込むことができなかった。

一部の市町では「災害救助法の発災後 10 日以内の埋火葬終了」という規定から、火葬場の能力を超えた多数の遺体の仮埋葬（土葬）が検討、実施された。

宮城県では仙台市葛岡斎場の燃料供給がままならないこと、県内の火葬場の被災状況がなかなか把握できなく、県内全体で 1 日数十体の火葬能力しかないといった情報が流れた。

今後も死亡者数の増加が見込まれ、宮城県内の 9 市町村が火葬に限界があるとし、「仮埋葬」を容認することが 20 日に分かった。被災の数日後から、圏内の内陸部の火葬場に津波被災地の遺体を搬送するなどの広域連携が形成され始めた。

火葬場のピークが過ぎた 4 月中旬から仮埋葬（土葬）した遺体を掘り起こし改葬し始めた。

一連の作業では、葬祭業者、炉メーカー、自衛隊、警察、消防、医師、歯科医師、僧侶、所管外の応援公務員、運送業者などの協力が不可欠であった。市町村は、県が仲介となった火葬場間の連絡網、連携形成を求めた。

通常時、火葬場では故人との最後の別れとなる「告別」、柩が火葬炉に納まるのを見送る「見送り」、火葬終了までを待つ「待合」、火葬終了後の焼骨確認のあと、会葬者らによる焼骨を拾い骨壺に納める「拾骨」が行われる。

今回の場合、震災の影響で多くの方が亡くなったこともあり、通常通りの運営を行っていたのでは火葬が間に合わない。そのため津波の被害が甚大であった地域の多くの火葬場では、ゆっくりとした告別は行えず、親族のみ立ちあうことが許され、ごく少数での見送りを行う程度にとどめ、1 体あたりの火葬時間を短縮する方針がとられていた。

通常は 1 日 1 回転しか火葬しない中、多くの火葬場で 3~4 回転での火葬が行われた。設計条件を超える火葬を長期間続けるために、火葬炉メーカーの技術者が付き切りでの火葬が行われた。南相馬市原町斎場では火葬炉 4 基で 1 日最大 32 件の火葬が行われた。

また多くの火葬を行うため、通常より炉の冷却時間を短縮していることもあり、拾骨の際も耐火台車や火葬炉が持つ熱の影響で、職員の苦労も多かった。

火葬場の職員も被災しているにもかかわらず、通常の何倍の火葬となるため、火葬業務員の支援も求められた。

職員はほとんど休みがない中で、朝から晩まで毎日多くの火葬の対応に追われた。通常は焼骨のなど細かな点においても苦情もみられるが、どのような遺体でも 1 体 1 体丁寧に火葬を行ったこともあり、きちんとしたお別れの時間が取れない状況でも、火葬業務については、1 件の苦情も発生しなかったという。

改めて、災害時においても火葬するという弔い方が日本人にとって大切な行為であることが認識された。

③名取市斎場の被災状況と復旧について

(1)名取市斎場の被災状況

宮城県名取市斎場は海岸沿いに立地しており、地震直後の 10m 超の大津波に呑まれ壊滅の被害を負った。1 階部分は天井まで全て海水が押し寄せ、2 階機械室床下まで達していた。1 階のガラスは全て割れ、瓦礫や土砂が建物内に堆積しており、鉄骨造の渡り廊下は流されていた。

1 階炉室に設置された火葬炉は完全に水没し、火葬炉内耐火物、バーナー等燃焼機器類、炉内台車及び電動台車、台車駆動装置等々、ほとんどがそのままでは使用不可能で、誰もが復旧は無理だと思える状態であった。

名取市の担当のから火葬炉メーカーに被災状況の説明が行われた。現在、数カ所の遺体安置所に約 700 体の遺体が安置されている。検死や身元確認が済み次第、火葬執行の手はずだが、仙台市葛岡斎場及び姉妹都市の山形県上山市に支援要請したが、1 日計 5 体分の枠が確保できたのみである。

今後、死者・行方不明者が 1,000 人を超える予想があり、1 炉でも稼働させたい旨が懇願された。

同市が火葬にこだわった理由として、親族の悲しむ顔を 3 度も見たくない。仮埋葬を行うときに 1 度、掘り返したときに 2 度目、火葬をするときに 3 度目。仮埋葬を行わなければ泣くのは火葬をするときの 1 度で済む。このような考えのもと、名取市は火葬場の仮復旧に全力が注がれた。遅くなると遺体の腐敗が進み、衛生的な問題も発生するため、時間との戦いでもあった。

名取市の遺体安置所は、最初は増田体育館であったが、周辺が混乱したこともあり、その後は旧空港ボウル跡地に移動させられることになった。遺体検視場所は、増田体育館で行っていたが、その後は県立看護学校で行われた。

身元が判明した遺体は遺族に引き渡されるが、遺体の引き渡しを受けても安置するが所がないため、葬祭会館に安置の協力をお願いし、遺体の搬送は自衛隊に要請した。



渡り廊下が流された津波直後の中庭部分

瓦礫と土砂で埋もれた待合ロビー

比較的損傷が少なかった炉前ホール



仮復旧を終えた炉前ホール



完全復旧した炉前ホール



中池を砂利敷きに改修した中庭部分

(2) 名取市斎場の仮復旧

名取市からの火葬炉を何とか稼働させたいといった要望に、火葬炉メーカーも応えるため、早急な復旧に向けて努力がなされた。

幸いにも火葬炉設備の動力盤がある 2 階機械室への浸水は少なかった。絶縁の確認と火葬炉内清掃及び乾燥を実施し、復旧に向けての準備が行われた。17 日に名取市斎場復旧計画書を提出、近々竣工予定だった火葬場から部品を工面してもらったり、他の火葬場から予備パーナユニットの提供を受けたりするなど、全国の火葬場の支援を受け 21 日に復旧工事に着手できた。

位置が幸いしたのか、開口部が少ない炉前ホールの被害は比較的少なく、建設会社が炉前ホールの瓦礫撤去と清掃を行い、開口部がパネルでふさがれた。電源確保のため発電機も設置した。

地震から 2 週間後の 3 月 25 日に 4 炉中 2 炉が復旧、1 日 6 件の受入で火葬を再開した。28 日には、残り 2 炉も復旧し 1 日 16 件の受入を開始し、4 月 11 日には、受付時間を 2 時間増やし 24 件の受入を開始した。順調に火葬が行われ 5 月 1 日より通常の 6 件体制に戻された。

名取市では、当初、火葬がままならず、3 月 25 日には空港ボウルに安置された 120 体の身元不明遺体が傷み始め、「仮埋葬」の告知を開始した。午後になって、東京都から火葬受入れの文書が届き、市長の指示により火葬に向けた調整が始まった。

火葬炉の復旧が予想外に早く可能だったことと、東京都知事の英断から 4 月 1 日より数日間、瑞江葬儀所に遺体を搬送し火葬支援を受けられたこともあり、1 件の「仮埋葬」もせずに済んだ。まさに奇跡的な復旧であり、

多くの人の協力が得られた結果でもある。

(3) 名取市斎場の復旧工事

東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等について、施設及び設備の早期復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防等、公衆衛生の確保を図るために、施設及び設備の復旧に必要な経費の一部について、被災した保健衛生施設等を設置する都道府県、市町村、医療法人等に補助が行われた。

国では、東日本大震災の被害が甚大であることから、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」及び予算措置等により、国庫補助率の嵩上げ（通常 $1/2 \rightarrow 2/3$ ）を行った。

名取市では名取市斎場の施設機能の復旧のため、平成 23 年度において、国の保健衛生施設災害復旧費補助金を活用して、災害復旧工事を平成 24 年 3 月 23 日～25 年 1 月 31 日の工期で実施した。

復旧工事の対象は、延床面積 2,136 m^2 のうち、1 階部分 1,356 m^2 のである。火葬炉 4 基と動物炉 1 基を復旧させるとともに、告別室や収骨室、待合室などが改修されるとともに、津波で壊れた中庭など建物外部も整備された。待合室は和室から洋室に変更されるとともに、キッズルームも新たに設けられていた。この斎場の特徴だった中池は廃止され、砂利敷きに変更されていた。災害対策のため、高さ 10m の屋上へ行けるよう新たに避難階段を設置し、津波が来た場合に緊急避難できるようにした。

庭園などの外構工事は予算の都合により今回は見送られた。復旧工事の総事業費は約 6 億円であった。

4. 墓地、埋葬等に関する法律

墓地、埋葬等に関する法律

(昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号)

最終改正：平成二十三年一月四日法律第一二二号

三十二年法律第九十三号)の規定を準用する。

第一章 総則

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第六条及び第七条 削除

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十七条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所

在地の市町村長に報告しなければならない。

第十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十九条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

第四章 罰則

第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十九条に規定する命令に違反した者

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者

二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

第二十三条 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

第二十四条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一条の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）
墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

埋火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

第二十五条 この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を営んでいる者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十七条 従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を営んでいる者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を営もうとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十八条 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基づいて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

以下 略

墓地、埋葬等に関する法律施行規則

（昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十四号）

最終改正：平成二〇年五月二日厚生労働省令第一〇六号

墓地、埋葬等に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）

二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）

三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）

四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）

五 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

六 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）

七 埋葬又は火葬場所

八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）

二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

三 埋葬又は火葬の場所

四 埋葬又は火葬の年月日

五 改葬の理由

六 改葬の場所

七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者

- の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
- 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- 三 その他市町村長が特に必要と認める書類
- 第三条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 無縁墳墓等の写真及び位置図
- 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- 三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
- 四 その他市町村長が特に必要と認める書類
- 第四条 法第八条に規定する埋葬許可証は別記様式第一号又は第二号、改葬許可証は別記様式第三号、火葬許可証は別記様式第四号又は第五号によらなければならない。
- 第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。
- 2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。
- 3 前二項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第一項中「他の墓地等」とあるのは

- 「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。
- 第六条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。
- 2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。
- 第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- 一 墓地使用者等の住所及び氏名
- 二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
- 三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日
- 2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。
- 3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- 一 火葬を求めた者の住所及び氏名
- 二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日
- 第八条 火葬場の管理者は、火葬を行つたときは、火葬許可証に火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。
- 第九条 法第十七条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第六号、火葬状況の報告は別記様式第七号により、これを行わなければならない。
- 第十条 法第十八条第一項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第二項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

5. (東京都) 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

(東京都) 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

昭和五九年一月二〇日
条例第一二五号

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例を公布する。

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、町村(市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第七号)により墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)第十条の規定による経営の許可等(以下「経営の許可等」という。)の事務を東京都(以下「都」という。)から移譲されている町村を除く。)の区域における経営の許可等に係る墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の構造設備及び管理の基準並びに事前手続その他必要な事項を定めるものとする。

(平一二条例一八六・平二四条例五〇・平二五条例七六・一部改正)

(用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(墓地等の経営主体)

第三条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 地方公共団体
 - 二 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条第二項の法人で、同法第五条第一項の主たる事務所又は同法第五十九条第一項の従たる事務所を、都内又はその経営しようとする墓地等の存する都内の町村の区域に隣接する都外の市町村の区域内に有するもの
 - 三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)
- (平一二条例一八六・追加、平二〇条例一一八・平二四条例五〇・一部改正)

(墓地等の経営の許可等)

第四条 墓地等を経営しようとする者は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める事項を記載した申請書を提出し、知事の許可を受けなければならない。

- 2 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を提出し、知事の許可を受けなければならない。
- 3 知事は、前二項の規定による許可をするに当たつては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(平一二条例一八六・旧第三条繰下・一部改正)

(みなし許可に係る届出)

第五条 法第十一条第一項又は第二項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされる場合にあつては、その墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平一二条例一八六・旧第四条繰下)

(墓地の設置場所)

第六条 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 当該墓地を営しようとする者が、原則として、所有する土地であること(地方公共団体が営しようとする場合を除く。)
 - 二 河川、海又は湖沼から墓地までの距離は、おおむね二十メートル以上であること。
 - 三 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地(以下「住宅等」という。)から墓地までの距離は、おおむね百メートル以上であること。
 - 四 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。
 - 2 専ら焼骨のみを埋蔵する墓地であつて、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものについては、前項第二号及び第三号の規定は、適用しない。
- (平一二条例一八六・旧第五条繰下・一部改正)

(墓地の構造設備基準)

第七条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。
 - 二 アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、その幅員が一メートル以上である通路を設けること。
 - 三 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道又は河川等に適切に排水すること。
 - 四 ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を営しようとする者が、当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該施設に関しては、この限りでない。
 - 五 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。
 - 2 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備基準は、墓地の構造設備基準に準ずる。
- (平一二条例一八六・旧第六条繰下・一部改正)

(納骨堂の設置場所)

第八条 納骨堂の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 当該納骨堂を經營しようとする者が、原則として、所有する土地であること(地方公共団体が經營しようとする場合を除く。)
 - 二 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること(地方公共団体又は公益法人が經營しようとする場合を除く。)
- (平一二条例一八六・旧第七条繰下・一部改正)

(納骨堂の構造設備基準)

第九条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 壁、柱、はりその他の主要な部分は、耐火構造にすること。
 - 二 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。
 - 三 納骨堂の設備は、不燃材料を用いること。ただし、納骨堂内で火気を使用しない場合は、この限りでない。
 - 四 必要な換気設備を設けること。
 - 五 出入口及び窓には、防火戸を設けること。
 - 六 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでない。
- (平一二条例一八六・旧第八条繰下・一部改正)

(火葬場の設置場所)

- 第十条 火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね二百五十メートル以上離れていなければならない。
- 2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の規定は、適用しない。
- (平一二条例一八六・旧第九条繰下)

(火葬場の構造設備基準)

- 第十一条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。
 - 二 出入口には、門扉を設けること。
 - 三 火葬炉は、五基以上設けること。ただし、地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでない。
 - 四 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
 - 五 収骨室及び遺体保管室を設けること。
 - 六 収骨容器等を保管する施設を設けること。
 - 七 残灰庫を設けること。
 - 八 管理事務所、待合室及び便所を設けること。
- (平一二条例一八六・旧第十条繰下)

(管理者の講ずべき措置)

- 第十二条 墓地等の管理者は、次に定める措置を講じなければならない。
- 一 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずるか、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。
 - 二 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。
 - 三 墓地等を常に清潔に保つこと。
 - 四 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族

に対して礼を失する行為をさせないこと。

(平一二条例一八六・旧第十一条繰下)

(墓穴の深さ)

- 第十三条 土葬(死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。)を土中に葬ることをいう。以下同じ。)を行う場合の墓穴の深さは、二メートル以上としなければならない。
- (平一二条例一八六・旧第十二条繰下・一部改正)

(土葬禁止地域)

- 第十四条 知事は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域(以下「土葬禁止地域」という。)を指定することができる。
- 2 墓地の經營者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。
- (平一二条例一八六・旧第十三条繰下)

(無縁の焼骨等の保管等)

- 第十五条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を、次に定めるところにより保管し、又は埋葬しなければならない。
- 一 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、一体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。
 - 二 無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、無縁墳墓に埋葬するか、又は火葬に付した後、前号に定めるところにより保管すること。
- (平一二条例一八六・旧第十四条繰下)

(標識の設置等)

- 第十六条 第四条第一項又は第二項の許可を受けて墓地等を經營しようとする者又は墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を拡張しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可の申請に先立つて、墓地等の建設等の計画について、当該墓地等の建設予定地に隣接する土地(隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含む。)又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者(以下「隣接住民等」という。)への周知を図るため、規則で定めるところにより、当該建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、申請予定者が、前項の標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを指導することができる。
- (平一二条例一八六・追加)

(説明会の開催等)

- 第十七条 申請予定者は、当該許可の申請に先立つて、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の建設等の計画について、規則で定めるところにより、隣接住民等に説明し、その経過の概要等を知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、申請予定者が、前項の規定による説明を行わないときは、当該説明を行うべきことを指導することができる。
- (平一二条例一八六・追加)

(事前協議の指導)

第十八条 知事は、隣接住民等から、第十六条の標識を設置した日以後規則で定める期間内に、当該墓地等の建設等の計画について、次に掲げる意見の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等との協議を行うよう指導することができる。

- 一 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見
- 二 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見
- 三 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、規則で定めるところにより、前項の規定による指導に基づき実施した隣接住民等との協議の結果を知事に報告しなければならない。

(平一二条例一八六・追加)

(公表)

第十九条 知事は、第十六条第二項又は第十七条第二項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかつたことに正当な理由がないと、前条第一項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかつたことが同項の意見の申出の状況及びその内容に照らして著しく不当であると知事が認めるときは、その旨を公表することができる。

(平一二条例一八六・追加)

(工事の完了の届出)

第二十条 墓地等の経営者は、当該墓地等の新設又は変更に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平一二条例一八六・旧第十五条繰下)

(申請事項変更の届出)

第二十一条 墓地等の経営者は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第四条の申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(平一二条例一八六・追加)

(委任)

第二十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平一二条例一八六・旧第十六条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現になされている申請その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に存する墓地等の設置場所及び構造設備については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合を除き、第五条から第十条までの規定は、適用しない。

附 則(平成一二年条例第一八六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの条例による改正前の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例により申請された墓地等について、当該申請に係る経営の許可等を行う場合の基準は、この条例による改正後の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する墓地等及び前項の規定により従前の例により経営の許可等を受けた墓地等については、墓地の区域を拡張しようとする場合及び拡張した墓地の区域内において墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合を除き、改正後の条例第六条から第九条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則(平成二〇年条例第一一八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第三条第三号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則(平成二四年条例第五〇号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第七六号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(東京都) 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則

昭和六〇年三月一日

規則第一七号

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則を公布する。

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則

(経営許可に係る申請事項等)

第一条 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和五十九年東京都条例第二百五号。以下「条例」とい

う。)第四条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 墓地等の名称

- 三 墓地等の所在地並びに敷地の地目及び面積
 - 四 墓地にあつては、墳墓を設ける区域の面積
 - 五 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の建築面積及び延床面積
 - 六 墓地等の構造設備の概要
 - 七 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日
 - 八 墓地等の管理者の住所、氏名及び生年月日
- 2 条例第四条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 墓地等の周囲三百メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
 - 二 墓地にあつては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
 - 三 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその附属施設の設計図並びに建設に関する計画書
 - 四 許可の申請に係る詳細な理由書
 - 五 墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)による地図等
 - 六 墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
 - 七 申請をしようとする者が地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
 - 八 申請をしようとする者が宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による宗教法人である場合には、同法第十二条の規則(公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの)、同規則に基づく当該許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに同法第二十五条第一項に基づく財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
 - 九 申請をしようとする者が宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類
 - 十 申請をしようとする者が宗教法人で納骨堂を設置するものである場合には、当該敷地に礼拝の用に供する施設が存することを示す建物登記事項証明書
 - 十一 申請をしようとする者が公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録
- 3 知事は、条例第四条第一項の規定により許可をしたときは、申請をした者に対し経営許可書(別記第一号様式)を交付し、墓地にあつては墓地台帳(別記第二号様式)、納骨堂にあつては納骨堂台帳(別記第三号様式)、火葬場にあつては火葬場台帳(別記第四号様式)に記載するものとする。
(平一二規則四二四・平一七規則一八三・平二〇規則二〇八・一部改正)

(変更許可に係る申請事項等)

- 第二条 条例第四条第二項の規則で定める事項で変更に係るものは、次に掲げるものとする。
- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
 - 二 墓地等の名称
 - 三 墓地の区域又は墳墓を設ける区域の変更にあつては、拡張し、又は縮小する区域の所在地、地目及び面積
 - 四 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の構造設備の概要
 - 五 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

- 2 変更に係る条例第四条第二項の申請書には、前条第二項第一号から第十一号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、条例第四条第二項の規定により変更の許可をしたときは、申請をした者に対し変更許可書(別記第五号様式)を交付し、前条第三項の台帳に記載するものとする。
(平一二規則四二四・一部改正)

(廃止許可に係る申請事項等)

- 第三条 条例第四条第二項の規則で定める事項で廃止に係るものは、第一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項(墓地等の敷地の地目を除く。)とする。
- 2 廃止に係る条例第四条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 墓地又は納骨堂にあつては、改葬に関する計画書
 - 二 当該廃止に係る第一条第二項第四号及び第八号又は第十一号に掲げる書類
 - 3 知事は、条例第四条第二項の規定により廃止の許可をしたときは、申請をした者に対し廃止許可書(別記第六号様式)を交付するものとする。
(平一二規則四二四・一部改正)

(みなし許可に係る届出事項等)

- 第四条 条例第五条の規定によるみなし許可に係る届出は、次に掲げる事項を記載した書類によらなければならない。
- 一 届出をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日(個人が届出をしようとする場合にあつては届出をしようとする者の住所、氏名及び生年月日)
 - 二 墓地又は火葬場の名称
 - 三 墓地又は火葬場の所在地
 - 四 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の区分
 - 五 墓地又は火葬場の敷地の面積
 - 六 事業の名称
 - 七 事業の認可又は承認の年月日及び番号
 - 八 事業の概要
- 2 条例第五条の規定によるみなし許可に係る届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 事業の認可書又は承認書の写し
 - 二 事業計画書等の写し
 - 三 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類
 - 四 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、構造設備の概要
- 3 知事は、条例第五条の規定による届出を受けたときは、第一条第三項の台帳に記載するものとする。
(平一二規則四二四・全改)

(緑地の基準)

- 第五条 条例第七条第一項第五号の規則で定める基準は、墓地の敷地の総面積に占める緑地の割合が十五パーセント以上あるものとする。
(平一二規則四二四・追加)

(土葬禁止地域の指定)

- 第六条 条例第十四条第一項の規定により知事が指定する土葬を禁止する地域は、大島町の区域とする。
(平三規則三七六・一部改正、平一二規則四二四・旧第五条繰下・一部改正、平一八規則二九一・平二四規則三七・平二

五規則三九・一部改正)

(土葬許可に係る申請事項等)

第七条 条例第十四条第二項ただし書の規定により土葬を行おうとする墓地の経営者は、次に掲げる事項を記載した書類を提出し、知事の許可を受けなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 死亡者の住所、氏名及び死亡年月日
- 三 墓地使用者の住所、氏名及び死亡者との関係
- 四 土葬を行う墓地の名称及び所在地
- 五 土葬を行う理由

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土葬を行う墓地の周囲二百メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置を示した見取図
- 二 土葬を行う墳墓の位置を示した図面
- 3 知事は、条例第十四条第二項ただし書の規定により許可をしたときは、申請をした者に対し土葬許可書(別記第七号様式)を交付するものとする。

(平一二規則四二四・旧第六条繰下・一部改正)

(標識の様式)

第八条 条例第十六条第一項に規定する標識(以下「標識」という。)の様式は、別記第八号様式による。

(平一二規則四二四・追加)

(標識の設置場所等)

第九条 標識は、建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね一メートルとなるように設置し、標識の大きさは、縦横〇・九メートル四方以上とする。

(平一二規則四二四・追加)

(標識の設置期間)

第十条 標識の設置期間は、条例第四条の規定による申請をしようとする日の少なくとも九十日前から工事の完了する日までの間とする。

(平一二規則四二四・追加)

(標識設置の届出)

第十一条 条例第十六条の申請予定者は、同条の標識を設置した場合には、速やかに知事に標識に掲示した事項を届け出なければならない。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 案内図
- 二 標識設置位置図
- 三 標識設置状況を撮影した写真
- 3 申請予定者は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項がその期間中鮮明であるよう維持管理しなければならない。
- 4 申請予定者は、墓地等の計画を変更したときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、その旨を届け出なければならない。

(平一二規則四二四・追加)

(説明等)

第十二条 条例第十七条第一項の規定による説明は、条例第四条第一項の墓地等経営許可申請又は同条第二項の墓地等変更許可申請を行おうとする日の六十日前までに、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 申請予定者
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備の概要
- 五 墓地等の維持管理の方法
- 六 墓地等の工事着手及び完了の予定年月日
- 七 墓地等の工事の方法
- 八 条例第十八条第一項に基づく意見の申出の方法

2 申請予定者は、条例第十七条第一項の規定による説明を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 説明した日時、場所及び方法
- 五 説明者の氏名
- 六 説明の概要
- 七 隣接住民等の意見

3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 説明等で使用した資料
- 二 隣接住民等の名簿
- 三 説明を受けた者の名簿
- 四 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等

(平一二規則四二四・追加)

(意見の申出)

第十三条 条例第十八条第一項の意見の申出の期間は、条例第四条第一項の墓地等経営許可申請又は同条第二項の墓地等変更許可申請を行おうとする日の三十日前までとする。

2 隣接住民等は、意見の申出を行う場合には、次に掲げる事項を知事に提出するものとする。

- 一 申出者の氏名、住所及び連絡先
- 二 申出の対象となる墓地等の名称、建設予定地の所在地及び申請予定法人の名称
- 三 申出年月日
- 四 意見

(平一二規則四二四・追加)

(指導に基づく協議の報告)

第十四条 条例第十八条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を速やかに知事に提出することによらなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の建設予定地の所在地
- 四 協議した日時及び場所
- 五 協議の内容
- 六 協議の結果

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 協議に使用した資料
- 二 協議者の名簿
- 三 協定等を締結した場合には、協定書等の写し
(平一二規則四二四・追加)

(公表)

第十五条 条例第十九条の規定による公表は、次に掲げる事項を公報に登載する等都民に広く周知する方法により行うものとする。

- 一 指導に従わなかった法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 指導の内容
(平一二規則四二四・追加)

(意見陳述の機会の付与)

第十六条 知事は、条例第十九条の規定による公表をしようとする場合には、条例第十六条第二項、第十七条第二項又は第十八条第一項の規定による指導を受けた者(以下この条において「指導を受けた者」という。)に対し、事前に意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

- 2 前項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。
- 3 知事は、指導を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該指導を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
 - 一 公表しようとする内容
 - 二 公表の根拠となる条例等の条項
 - 三 公表の原因となる事実
 - 四 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)
- 4 前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
- 5 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 6 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 7 知事は、当事者が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかつたときは、条例第十九条の規定による公表をすることができる。
(平一二規則四二四・追加)

(工事完了届)

第十七条 条例第二十条の規定による届出は、次に掲げる事

項を記載した書類によらなければならない。

- 一 法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 工事の完了年月日
- 五 墓地等の敷地の面積
(平一二規則四二四・旧第七条繰下・一部改正)

(申請事項の変更届)

第十八条 条例第二十一条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書類によらなければならない。

- 一 届出をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の所在地
- 四 変更事項
(平一二規則四二四・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。
(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の廃止)
- 2 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和二十三年東京都規則第二百八号)は、廃止する。
附 則(平成三年規則第三七六号)
この規則は、平成三年十一月一日から施行する。
附 則(平成八年規則第三九号)
この規則は、平成八年四月一日から施行する。
附 則(平成一二年規則第四二四号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成十三年一月一日から施行する。
(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)
- 2 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第五百五十二号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成一七年規則第一八三号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成一八年規則第二九一号)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則(平成二〇年規則第二〇八号)
この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第一条第二項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則(平成二四年規則第三七号)
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則(平成二五年規則第三九号)
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。